

第二十三号様式（第十七条関係）
機関票（１）（確認の業務を行う場合）

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	
確認を行う住宅の種類	
確認を行う区域	

機関票（２）（確認の業務を行わない場合）

確認の業務を行わない場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	

- 備考 １ 確認を行う機関にあっては機関票１を、確認を行わない機関にあっては機関票２を掲示してください。
- ２ 確認の業務とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定による確認をいいます。
- ３ 標識を事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識の大きさは、機関票１にあっては縦50cm以上、横40cm以上と、機関票２にあっては縦45cm以上、横40cm以上としてください。